近世・近代社会経済資料（古文書）デジタルアーカイブについて

（1）　このデジタルアーカイブは、東京大学経済学図書館が所蔵する近世・近代社会経済資料のうち、古文書類について順次デジタル化をすすめているものです。

（2）　このデジタルアーカイブの利用に際しては「東京大学経済学図書館電子資料利用規則」に同意したものとみなされます。

（3）　印刷物など他媒体への使用については、東京大学経済学図書館までお問合せください。

（4）　画像は白黒です。文書原本の朱書や裏書、端裏書、裏継目印、前欠・中欠・後欠の部分、丁間に挿入された文書や脱落した付箋については、画像内に「朱書」「裏書」「端裏書」「裏継目印」「前欠」「中欠」「後欠」「挿入文書」「脱落付箋」などの置き札を写し込んであります。また、原本が破損し撮影が不可能な場合や、白紙が何枚も続く場合には、「以下破損につき撮影不能」、「以下〇丁白紙につき撮影省略」などのターゲットで明示してあります。

（5）　画像の撮影には文字が視認できるよう十分な注意を払っていますが、資料の欠損、変色、褪色等の劣化や、ノド部分の状態によっては、原本の文字が全て写っていないものがあります。これらについては資料の原形を保ちつつ、出来る限りの範囲で撮影したものとして了解下さい。写りの悪い文書については、東京大学経済学部資料室にて、所定の手続きにより原本の閲覧をお願いします。

（6）　文字間のコントラストの差が大きなものについては、視認性を高めるために、照明を調整して複数回撮影しています。この場合は、同一の丁の画像が複数枚連続して表示されます。

（7）　本アーカイブに関する質問等については、東京大学経済学部資料室までお問い合わせ下さい。

（8）　本デジタルアーカイブの一部は、独立行政法人日本学術振興会平成 25 年度科学研究費補助金（研究成果公開促進費）課題番号 258061 の交付を受けて作成しています。

慶應物語

東京大学
経済学部
研究室
80
757

東京大学経済学図書館所蔵 旧図書館分類文書 5509418207

38502

東京学芸大学附属図書館蔵書
80
757

慶應物語附言

先考伯踏翁乃て家を別て曰人の世と変ずる豊年とあつて
凶年の只いしとゝ大ゆゝ花て乱世と変ずるの只いしを内
さいよつゝ見るを知て人称ゝ保ずるを
見るべし乱世の人とゝ豊凶治乱と逢て豊凶治乱に
心を奪ゝ天性を抵出ずるゝ多ゝ見るゝ
と示さゝ一の其三行ゝ遺ゝす一生愛者の
愛の後人ゝ者教後世ゝ為ゝ者とゝ
什只只おの乱心必ゝ平のゝ
什只者ゝ家の家おとゝ性質内の人神をゝと需ゝ
の創作のゝとゝ一生ゝゝ冥ゝ

彼食の踏みこたえやうこそ、人の信を得して、後素を飾ること、
先考と及まるまをしまし侍るなり。此伯母人世の治革を、はれて
不幸にして先考の没し給ふるあり、さし世の豊凶治乱の移り変
人と移るまをして、先考の物ものたまふとなり。人この世の移る
たび人もいたづらに世の変古今のさまを、熟漢敬味して、亦世の
先考の例を体す人者なり。

安政丙寅九月　　橘正直誌

慶應物語

南紀　　橘正直　編述

加州水戸藩主斉昭、ペルリ浦賀港に来船の通商を乞ふ。
幕府の議論区々なり。共
国体を変じて夷狄と通商
天祖の神勅なり。
遂に後約定を結ぶ。横浜・長崎・函館・新潟・兵庫の五港を開
夷人をして共居民と並立居住するを許す。
幕府の議論
と称する共後百部の後を京都に
山陵・伊勢・賀茂・石清水・春日・住吉・熱田・
寺社を造営し、
庭上の
殿・
殿・
殿・

庚申の三月水府の浪士中大乗井伊掃部頭殿を春日の又義を春日殿を討ち奉り又癸亥八月大和十津川辺を巻き或人供生捕通り
掠奪し甲子七月摂津山城国を生捕し其十月三河国山城国
数所の追捕を申付て西国を浪人と擬出るとの沙汰
の点検者し　勅命を奉り行ひ人とせ申しの　幕府にあるまじく
却て弱敵の名を招かしめ　其実を知る人有て此の点検
るものなり此つ是為上公義の主意　五摂家に諸を離し通為
と思事を浪人と欲するの点に出ると云う其実在の所の上なるや和
かつさし共通為のまて御帰して法義を為るとの或人とも
其教を和さるるとし共実為の義に出て遂て盛にして人を必帰し
貧おと一掃して天皇へ奉し玉へ従為月と三家さしの所
あ故七庚申七月従来通和の小利を為と以利以利三家と為二家と

文極の帰を布告しあるべし以上辛酉七月の御儀一為を以伺ひ通和と
なり是まなるのとお候と重根の御九不五して近き為を申務
かるるを年六月の長州出征代のるとなるとして九州御小倉御の運送の
下の為に為押出るを庫大坂人津の御を殺しるるを大坂と戦を氏
紀伊に迫るを庫大坂を良に為或迫る氏押伺礼所の
金あり是小月七月十日幕府の大風洪水に為或月ごとるの
長崎百里四方、初毛三民人坊ものしあるを生して半候為
為出を為出おを為を強を為の百姓を三万戸を小海
民解を不出を為のるを為べ為を出を沖縄して出を明治元年
の人氏是を為紙を出るを出す明治恵を為て御候の大界を九を
記して法安の学識を出るを以のめ
一　金を為　府　大坂為　乃ち為　乃ち為　出を為

一 後米 [illegible] 大阪大坂 十[illegible]
[illegible] 大阪大坂 [illegible] 但[illegible]
一 肥後米 [illegible] 大阪大坂 [illegible] 但[illegible]
一 加賀米 [illegible] 〃 [illegible]
一 山城米 [illegible] 但[illegible]
一 河内米 [illegible] 大阪 [illegible] 俵[illegible]
一 摂津米 [illegible] 但[illegible]
一 むぎ [illegible] 但[illegible]
一 大麦 [illegible] 但[illegible]
一 大豆 [illegible] 但[illegible]
一 [illegible] [illegible]
一 [illegible] [illegible]
一 [illegible] [illegible]
一 [illegible] [illegible]

一 塩大俵 [illegible] 但[illegible]
但 [illegible]
一 菜油 [illegible] [illegible]
但 [illegible]
一 伊丹酒 [illegible] [illegible]
但 [illegible]
一 [illegible] [illegible]
一 [illegible] [illegible]
一 [illegible] [illegible]
但 [illegible]
[illegible]
[illegible]
[

一 [illegible]
一 [illegible]
一 [illegible]
一 [illegible]
一 [illegible]

一 [illegible]
一 [illegible]
一 [illegible]

生産

一 綱 壱貫 [illegible]
一 [illegible] 〃 [illegible]
一 [illegible] 〃 [illegible]
一 [illegible] 〃 [illegible]
一 [illegible] 〃 [illegible]
一 [illegible] 〃 [illegible]

一 [illegible]
一 [illegible]
一 [illegible]
一 [illegible]

鯉而　壱分　内　五匁五分
塩鮭　壱本　大　中　小
干鱈　十枚　壱分
干鯛　又　壱分
干鮭　笑　中　壱本　内
鯉　壱本　内
饅頭　壱分
ち籠　内　壱分
ちまき　壱本　内　壱分
鰹漬大根　壱分　内　壱分
中抜生大根　壱分　内　壱分

干大根　壱分　内　壱分　内　壱分
柳　壱本　内　壱分
椎茸　壱本　大　小　壱分
干鰤　内　壱分
壱分豆腐　壱分　壱分
豆腐　壱本　内　壱分
昆布　壱本　壱分
油　壱本　壱分
栗　壱駄　内　壱分
松茸　内　壱分
四角炭　壱俵　内　壱分

鯉　壱本　内　壱分
鮭　壱本　内　壱分
鱈　内　壱分
鯛

一 [illegible]
一 [illegible]
一 [illegible]

一 瓦屋根　上長百間ト言フ位
一 檜　七寸角　十五間
一 檜　七寸角　九間
一 松　七寸角　九間
一 松　七寸角　十五間
一 松　七寸角　九間
一 松　七寸角　十五間
一 松　七寸角　十五間
一 松　七寸角　下　廿間
一 松　七寸角　上廿間　下廿間　上廿間　下廿間
一 松　七寸角　十五間
一 長屋　九間
一 長屋　九間
一 大屋敷　二間
一 駿河屋敷　十五間
一 大屋敷　二間半
一 義民屋敷　九間
一 ちみの屋敷　十五間
一 柳川屋敷　十五間
一 豊後屋敷　九間
一 只今屋敷　二間
一 七人分屋敷　十三間
一 清水屋敷　九間
一 富屋屋敷　十三間
一 奉書屋敷　大十間　中廿間　小廿間
一 松屋屋敷　大廿五間　中二間半　小十間
一 御家屋敷　二間半
一 ゝ　五郎右衛門　二間半
一 足袋屋敷　上二間半
一 御屋敷　中二間半
一 左工屋敷　十五間
一 ウト　九間
一 大友　十間
一 瓦屋　二間
一 ちや　十間
一 松　十間
一 ちや　十間
一 瓦屋敷　九間
一 五屋敷　上十五間　五間半
一 ちや屋敷　九間
一 ちや屋敷　二間半
一 ちや屋敷　二間
一 藤屋大和　上長百間　五間半
一 松屋　十間
一 ちや屋敷　二間半

太閤御代の大概を記す。閣下、不と雖も、而と云て、十七年
に米二四五双信と成る。或人曰、御代に稲米を蓄へ置て貨
物沙汰なしと云。然る所、又去る巳年、米二三五多
来る。又乙丑の七月、大雨洪水、数千人溺死す。又丙寅
に大雨洪水、去る巳年の後、又去る巳年、又去る巳年
位、後、又去る巳年、十七年に米一双信と成る。
時、四五双信と云。不と云て、十双信と成る。
後、又御代に成る。去る巳年、山陸市井の民共、
米を求る。
此の時、世に成る。
大石を求る。
又去る巳年、東方偏に役徒を出す。
此の時、世に成る。
此の時、世に成る。
此の時、世に成る

往し生徒弟子と称し等と称し芝居入、出入遊楽し或
山海の珍食を貪り或衣什を買並其乱中人、この生産こし
たさ、方り出でるしたとあり男子務て山手婦人の婦律
二見るに存るこの天鵞絨或羅紗絹に金糸の縫模様をしよ
り出優多くなる多分の不足見るのあり大怪しく其出費
多数をしこの如く腐敗至り多くとを以て其多分を蔑
甲を浩て其中の徒を多く打殺ホ業相とのの仏器朱とのくとの
由なれ院宮の楓殿伊豆の仏器朱殿しをを以てたれ侯とろ
こたくを以保安侯し宮よりを以て拾ろと云べし心生惰性を
ろ夫春夏秋冬天位の改長まお生成地位の変化一治一乱人
万の盛衰こを生を侯を満をれ治乱盛衰の理を外るまれ
怪し（幾千年ろ）べし　東照神君天下をつ

徒し遂に大政の化を浴せるまで凡二百数十年天保の末年
矢米穀院飢餓実減を存しまれ諸方実収享れ文化文政凡を
四千年を自宅を天下を治を拾殺して米穀さて多く百貨を以と
して流通をるとのあり生を依て切る皇て士農工商貴賤を悪い
て窮を泥を侯ろ人情（投弄を）ろと以て生を於て天位治ると雖の
既ろ天及十二年ろ不断天地不順を常を時天保四年世万
年米穀不作して貧人氏餓死るとの多し侯ろ生を云ろ
農を百姓を貴の米を糶其米汁を沈米の土を乞し沈食を
沈酒し或馳物を掠或保護紙幾を強奪し或貪欲を不孝
奇物を売買して孝を孝して夜寝枕薪し生を逆無禁て安康をるを
し飢餓の辛を悩るを知て生侯を奏生の多年を辛侯を知和親を
各として其天其生を家を子を見海の珍宝を貪り水の安

後主に[illegible]と[illegible]彼[illegible]不[illegible]一[illegible]の[illegible]人[illegible]を[illegible]
[illegible]称[illegible]正[illegible][illegible]の[illegible]義[illegible]依[illegible]敬[illegible]徳[illegible]逆[illegible]人[illegible]
[illegible]の[illegible]深[illegible]べ[illegible]共後[illegible][illegible]地[illegible]洪水[illegible]星[illegible][illegible]暴[illegible]
病の流行[illegible]天[illegible]恩[illegible]遠[illegible]年[illegible][illegible][illegible]
[illegible]年[illegible]月[illegible]西[illegible]年[illegible]
[illegible]月[illegible]三[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]年に止まれり　出納代義藤と申候しと拙者の[illegible]
[illegible]おしん仕候ものの[illegible]
[illegible]
[illegible]

この後年の性を二歳にして死たり一説に五歳にして死たりと云へり箱されたる人にて
ヤルヨリ和年北邦の孝心の時若年なれども女の性をこゝにて死たるの
ゝ所為と云ふ或云ふ此時の孝心の性を生るゝ華
為と云て天鬱紙なるの天鬱紙なるの後陸奥三拾程の所にて
天鬱紙の品義なりとも記したるものなり又その
時をくて女児共に生るゝ木綿の大なる袋に天鬱紙を入れ
共性一とんるとの記して生るゝ女の後妻も少年なる者の弱
の弱の小舶を云し木綿を画一学をかしたんてみ者の
物なりこのゝいかるものとんしなるもの
宮のすゝみ曰疾病なる人情の記載の時節中に高春のまゝや俗と同
列の方に体の不ふうしてかの小舶とぬきて生産なり こゝにみれば
共に小舶と種子にかけてチルるゝ弱の日少舶高春のいろ〳〵絵をたる
を言ひげ生人共に〳〵かゝれし共るを生る老の三歳中生住の小舶幾
なる裏付べのくもとなり 老女云ふ物てたのめく伝あるとも聖一生
敵なりとかゝ共に共涙部華為こめるとゝぞその学のなるべ
きるとゝ人すゝ敵と云き風俗とて子の幼かゝし涙近なる人 或生産
の性を添なるの物を涙を涙を付者とゝ
そとゝくしのみ云るの珍奇なる涙ぬき小舶と称とゝ
おどしてそゝと同の為うんたり この天保のゝ物と云後義
とあり生とゝ人ゝ生人性医人のなれとかり

正亜曰老女の言葉の亜女云方の忠義係情むゝ共人の
名氏を尺く共涙る共部の亜女伝と称人とるれ学中人を
一代巻と記すべきゝ

市井雑談曰小栗為信宮の尊さと内の歌者し九稚也と称ゝ感され世

て當部久しかるべきの理なりと共話尚されたりと以て奏
きるとす古代の筋れ正しいやるべし今の代に下ると況宮に況の歌者九
待ると恐しとなるべきあるも方時天下の机指や其代に於下諸
侯の落るの理最多時勢に乗ると地るの因に徳時勢の者なる故に
この本末を尋求めるなどなるべし九歌九篇大抵の為たるべし
楠の嘆しまし全く付主の為分の為と造りとて人て其多の為宝の
義なれば為くんと云へと因源なるべし

正五曰近来山壮の氏と称し切り初の名物なし紀貴食屋なる浦川の珍
味と称多く雖故勝の礼と屠て繁昌すれや市井の氏
主云家人に於て多や下者て共礼と少待と徳りるあり

奢侵移風及何民偶然會飲費千僭近来天下漸多事果
見人間一大貧

曰仙くもこの極と称し宴るを記るべし

薩藩集曰この一冊家出の故なれの故と称しあり行て今の一種も
求られ沿まとけ中付と知行とのの百姓六百流三人を迎て後を
心食坊と今を称とをして何の本得ると防ると三後に結あり中する
めくしあり其家名を名付て付と中と時の称也と門るをして
沖にあるた称とあるの奏称を後に無本藩の知入るを於て注ると
とを欲し人ること人るをとなるを乃すとなるめくの三地名を多と後
しるるべし皆 東照宮藩代名河を本の出るにのおおたると
中とのそれ人と礼号の雑風と計るとあるいたるを遊び
と称れるの礼号の只中九と称度須憲及三川氏兵称のめくるる
称称とされるるを

正五曰中系産と後れを者とるのみるしも朋友三切と偶しの

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一 少々 [illegible] 二百人　一 少行人と 三百人

[illegible]

一 [illegible]　一 [illegible]

一 [illegible]　一 [illegible]

一 [illegible]　一 [

一只持子五千七百五十人ツヽ　一こどもハ百五拾人ニ成ル

一在所ハ二千五百石ニ付ニ人ツヽ

一乗子人四百五拾人ハ百七十人ツヽ

但千石ニ付七人ツヽ　世話人ハ百五拾人ニ成ル

一金四百五拾両ハ千四百ツヽ但十石ニ付一人ツヽ

更ニ　金子

思ハ黄ニ成る　世ニ成ル三ツ　思ハ黄ニ成る　世ニ成ル三ツ　思ハ黄ニ成る

但思ハ黄ニ成ル

正月ハ大坂ニ詰ル　二月ハ江戸ニ詰ル

にて米穀等ニ困窮ニ付ハ　ハ　ハ　

一大阪の役　中右記　一九条　中右記
一清涼殿　〃七年以後　一紫宸殿　〃四年以後
一近衛殿　〃七年以後　一尾張殿　〃中右記
一〃　〃　〃　一小田殿　〃四年以後

後年に通じて、彩殿の出仕清涼殿を上の殿と云ふ所以なり、内裏山に入般住居あるべき所なり、内裏の内共三男れて出でて居住せいなく張子の中に有り住居一ヶ所なれども内裏の内に共に居住せいなく、内裏の内に共に居住せいなく、内裏の内に共に居住せいなく、

一昔 [illegible]　一[illegible]　一[illegible]

[illegible]

[illegible]

貨幣家〻輕〻爲〻輕〻時〻家〻多〻と称し京坂之てきのめ〻
要し京坂ハ〻西洋の事方法を正得要を知かるとの通と
ろ〻と不呉と云ふ〻して稼ぎ不のを拙もるの〻ハ〻西洋の国
拙劣〻後〻くして米穀用ひ劣〻〻〻徴〻ハ〻清国米を用ひる
事の果を見へ〻と後しれを稼ぎる法を為し拙と〻と絶
る後ハ〻す夫と戎狄の教も亦為事の果と為ふ〻を知る也中
国と在て用て未知也一ハ〻ハ〻や
凡て天下のお備を為る法ハ其拙かるを知て拙きのめ〻
ハ〻て而おの備まして貨幣の備拙而おの備ハ〻て米穀の備
後と共ハ〻の如し人為きとのハ〻下累正当前の一条と通行ハ
拙ハ〻て拙劣ハ〻て米穀ハ〻而おハ〻多〻〻て後き拙の為劣ハ〻
拙の備ハ〻為ハ〻事ハ〻て為ハ米穀拙ハ〻後〻くして而おそきと
其法ハ〻ハ〻後世の風と為ハ〻拙奇のおを慕し敬しと為ハ〻て
拙拙ハ〻法ハ〻めハ〻ハ〻ハ〻

昭和考るに古い出て紙をおくて院に奉書の綸旨とあるは古き紙
及りこそ海道したる紙なりし奉書をもるなりなるべきいのとは又事武
アの帝氏お出て紙の裏に書と云武京京の小倉山荘の武紙毛
利家の家王堂因氏のおるひしはこの孔武紙なる古と出たる又弘法
大師の筆い紙といつるとアたるに出る又なる古の裏に深ものあるまかるも
出外こしなるこるべし古人の紙帳屏風襖のなるなるとアるこるるべし
古きお法日むるに成るの紙なり稀なる伏に上るやもするおし
大なこ下安て成るに上るる所ものもやもするる稀なる山家に上るも
すむるし出紙こやもし出るもし又紙こやもし出るもし出紙と
しおあたるに三千年おるる出紙とるこの初るるや出こるの
出里紙なり

紙のる前に記したるの出次長き矢アたるこるるし そしも紙の出

さる前に彼くるの出たるなるに市帝出紙なるるし出反年厚紙帝の時
奉帝と云るの出て紙と海こるし とのや彼に出奉帝くるの前厚紙
慈の倍に紙のるアたるに市帝こるて粘し海おし とアるの10年三し
推古天皇ナし年三慈こる墨紙と云るの出るたるこ出て計し海和
たるとおしみ海道しとつるお出古のの出まんこ彼中古法れ帝の紙
むし海出こるの出出帝の出たるのこば たる出出こ仕まんて海道
種出出里の料とこ帝紙こしこるして出るの料紙とるるさの紙
こるの紙出水出紙こる奉書紙出しる
正出物出るる紙に印和アたるのと紙こ紙の出るるこ海す
彼るる出出こる印の海道しこ種出こ出里しるし空出紙出出
松の出るるこ出こ紙と考るるに出彼の出るこ出るるみ
るし紙に出出こ出紙出しに出紙出出出出出出出出出出出出出出出

いとをみて漏て印紙を貼しさうして紙山本まで無事のさを
著し印紙を藤棚とする所樣の遠い〳〵
石川氏家記三度生れ出るむしのそなへ法のむしの〳〵信心の法と
なるなるのあるむしの石と〻共扶養をさる多数形〳〵と孔子の法に
共さねるう千年の古墳を見し武〻の家をしるを是も直〻かと
く武門の仏形の大略る論法を後世〻〻なり大体扶のたの仏教を
ひもたゆ法なり信仏二教の大略るさ人は時点に善かりせるかりなる
る形直〻孔〻とうしたなくてなり必業に出こる年を生也仏教に
年家をあるあるう天心年代迄〻孔〻丙戌なり大きまて示線なり
麻衣の孔あるり〻の心石年あるう実〻の源〻を生命和を出もし石姓
の孔〻有〻もし共扶村の孔たるとの出所の乃〻紙扶振へしてあるれ
ろ〻ろ年の氏生芸のは仏法〻出る時京除の者〻も大〻と者〻陸奥と連
用有〻生産するるるう実〻迄寛の源迄仏羅の西天法〻所人〻共紙
紙水人さい指芸殺有し無記て指〻水は紙の紙片け試紙接を紙
を指〻さ〻仏廣孔迄〻孔る石姓〻出業形さ指〻さ〻京御堂本
ひたるれ〻紙さ指るるいさ〻堂と方三のみおまて〻石年有るの乃〻
油天法は〻さ〻のと出業稲土芸の石扶米法のるれ迄〻水車の
加印瀬戸おの陸徒とおの所の切手女〻小舶の祇〻け〻瀬の禅〻け義たる
年の接年小芸花の業日用代海の水戸様又あ〻ら〻い女の殺法しあ
月〻五芸の日〻男し如し夏笠〻〻たる〻〻〻の印筆と〻〻とみの時行
出し東や信のやと免常田芸のたそのおのめまし者天井の芸〻ぬまて
石姓の孔〻土石〻と藤石〻〻共〻と〻〻尾〻と〻〻と〻〻の石孔石
の日〻みの井の法の芸〻〻〻〻〻〻孔〻を〻〻年あるのみ土し年の幼おし法
のるるる〻〻〻〻〻の有孔〻石姓〻孔〻〻石芸〻〻〻〻〻〻

雷踏て晒の足長き事を以て筆に染て木綿保のみなるを以て農業をいとしいとの村里も多しとなるとの多くあり此世俗まことに世の中にいるとあるとの儒者等なるを大なる事中に木綿を為の代振元々なるうまれ七千年迄て実成の次振元々なれとも又七千年の後寿保年中を以て振四五年なるなり又七千年を実成三年にして振の外寸々とて信なる思ひの如く信なるの多なるとの多なるもの豊臣秀吉の治世の時を信ずるの人なるとも秀吉の花法を三度代々とて之の出来て多く信ずるを一か所の知堂なるとて刑罰あるとの軍乱侵て天人たるとれ伊勢の外三の山の山の少来の事ありて天心年中の信を段々にして其時を以天倫なりして来る人とて有し乃ち人とあるとて北の方にて其時代の人信たるまでを信ずる人い人とたれとも多く飛騨と思たれとも振て移る人多くいる人信ともと

為て以て実て天地造化の正理なるを以て之を信て之の災異禍福を警戒の報なるを以て天勝まことたるを

度の風まことかたのめ夕方のたすけなるをすべる日月邪

と振元の乱のめ夕方の日歳とた雷振元の簾を以振元沈のおそ

をもきの上をはるとあるを以て四民したる

壹の振の上をはるとはるするんなあそびのさろのの里

とまの木葉の乱のさと乱の年を以て度なるを如ま人の次をうたかこ

を寄せたる雷の日と晴れ渡るの日二日をろうい雷の元のめ

たれなる振元の振なるを云と以沈の振ふみるい出て流ぶ夕木葉の

吹傷と思るとのみなるを地の年を以義たる振なる古の世を以振

しなるを云を流る年振し社後性宜なるかを古後と云い傷り

古を行なるし宋時なるとあるを以て流を世を野る振なるし為

業集とはむ人あれば而し古昔の婦徳あり家内の経営人事
勤き次第に初学三四年の三作法指図補助と後とをこの
さ外諸芸人しとの
さ人命ある内必ず其年三いと不家なるに所人完しにて
ゆこと又はし服と又て生せし衣品ならう服を完しこの
さ外生せし服をつきて生せし服を縫ふて生るこれなる
化の正為して行る者あり又足しあり必さと成り〇三四年さの
方中人正下氏石姓所人後掛成り年紙人服礼大造の振りるとの生ず年
後人振の生せる若男を為て花為を形入し振の袴上前七前敬と
後掛とあるを見み其年ごとに袴を為り入るとあり若男ちとて
し後掛ある結構を為り人あるとしすと又し三段の色るし其の
茅ちくて必ず掛とある又付て所に論とある迫を所内と
教と矣浴れ人年為男在十形し以年形し独人紫花の内多い紫とのあ男
の為多くある成り其芸を紀とのと矣髪紙の大お依の下結髪成ごと
八女髪結とて所人して為を花と其外袖口お蓋を以なるを
を為り必年ある者を以付すして以を振の袴かるを掛と見て不
見年三位まとたのあ内為に位依けて見ざるあり〇三四
十年さの為わる男成のを依好の御くかけて三すべき所あく
又男るいちとそ成為ると以を出る時を為男と又し人時時流り
の其内を為成のを人下駄と又為成芸の風俗一般となり思人を年
以年の所人装礼のをを人大お人造の供物又先人装花を人年行
天後為物すとの時装を年を為て時を流行深因取者人内
豆為のを出すしあく夫人の所人内男色一面物人袴芸を出一行
程大出ると出す成りとし者の結造をしも人を長とあ物動して見
中と廿内と礼人とりしとの和豆廿と矣人芸年通して芸後

正直曰或人の説に天地の生候し元年より七代
目に男女の二男二女有り男は伊弉諾
尊女は伊弉冉尊と号す夫婦の道を
[illegible]
生ずる所の子は蛭子と号す男女共に
[illegible]
男は伊弉諾尊と号す女は伊弉冉尊
[illegible]
[illegible]
[illegible]

を考るかゝのめ〻ゝ古時言葉なゝきるおて考る事と如何ゝ
理由云その事のあるゝのよろ川古と考りしるて為事事に成りて
婦と云ゝ五穀豊ゝ生事て候ゝれ農民を始として士工
市共ゝ考ゝ給きこと給ゝ成れ米出仕事れ此色の事出仕
三門の民ゝれ記ゝやとれ共其外のもの給（ゝ）ゝ時者と云なるゝ
出事と成ゝるゝとて悲しむ（ゝ）ゝ成るゝ那ゝれ時者の服
用たるべゝれ此のセんたのの代に成る民者とゝ後とゝ
女房ゝ成るかるべゝ

女中指南目法ゝ〻ゝ年ゝの方の風俗と云ゝて時ゝ〻年内のゝ至
て世界の人の風俗系統ゝ〻ゝ〻ゝ長ゝ元ゝの頃生れたゝの男ゝもあ
き女ゝもれ実家の生家と年の盛ゝて絶たゝとゝ三男ゝ五年のゝ
かけ事の移ゝと云ゝ共腹ゝ子女者の機ゝゝは人ゝ〻ゝ記けたいとを
りとゝ共機ゝ我稼ゝ成れ生ゝれゝ〻ゝ〻ゝ婦めの者ゝ金機と義兼
の彼ゝ〻ゝ地り梅樹松と変ゝ後付ゝ生れゝ〻ゝ祥の本者と称けて後ゝ
ゝゝ〻ゝ〻ゝ〻

の涙をながして、婦女の髪を束ねるに麻縄を以て結ひ、その上を黒紙を以て巻き、上は長麻縄を出だして紙を巻き結ぶ、其紙、或は布のまたは木綿の元結といふものを作り出して、男の婦人の髪を束ねるに元結を巻るしやみ男と我が心をもつて、なんぞ法を立てるべきやと、

寛永出伝云、寛永に付て思ひ出さるゝ事あり、歩行の路、平七郎なり、この其頃後藤なるものゝ子供の髪を結ぶに、元結を巻て、なんぞ男のおとこけしと付るを、元結を巻て、男の髪を結ぶと、其頃の人、皆笑ひ、是は、男の髪を結ぶと、元結を巻て、男の髪を結ぶと、

の頃まで、婦女の髪を束ねるに麻縄を以て結びしその上を黒紙を以て巻き、上に芭蕉麻縄を出だして紙を巻き結び、或は赤の紙を以て巻き結び、元結と云ふものを結び出して、婦人の婦人髪を束ねるに元結を巻くるしやみ、と我が国にもなしと云て結ぶ所を巻くこと

寛永年伝云ふ、元結を付て見し出さるるあり、歩歩の路を七里なり、

この芭蕉紙をよく元結の為に巻くに、多くの人かづくと云ふ、

婦人のおくけ、と付る元結を、本形なり芭蕉七十年の老婆子供の髪を結ぶ、と云て、婦人の髪かり、時に元結とおくる、供の髪を結ぶ、上に巻く人かづくと云ふ、

元禄の頃、赤の元結を用ひ、芭蕉紙を用ひ、元結、紙捻と云ふ、

元禄の元結を用ひ、芭蕉紙を用ひ、元結、紙捻の巻結て、

髪を束ねたる巻人かづくと云ふ、なかく、婦人髪傷み、歩歩して、五十年年

あり、歩歩、五十年、巻く、髪の所業、巻くるの所の、

陸奥国、高野、歩歩、人、かづく、巻、あり、初め、結び、巻、

たる、髪、巻、いるあり、五十年、結び、巻、

など、上に、巻く、元結、把、用ひ、巻、大、巻、

くと、この芭蕉紙、巻、と、云、この、巻、巻、巻、

元、巻、巻、巻、巻、巻、巻、巻、巻、巻、

巻、巻、巻、巻、巻、巻、巻、巻、巻、巻、

燈赤漫筆曰、古昔、我、この時、巻、巻、千年、巻、巻、巻、巻、

あり、巻、巻、巻、巻、巻、巻、巻、巻、巻

〻後つゝみを折りの三寸巾ほどに紙巻にして天井四方を
囲し義とのとそし巻にし土のとき巻ととかゝ義巻の上に紙張
泥落は天上庭の露落などを防て張るなり又水くみ出かゝる
し夫の家わなりし忠兵衛と味噌と塩とを入て加熱立けとも
されを食して飢を助るのみなりしかとも二日二夜食をする
るあり生米を上流に食するあるべし米粮とつまりて人の肉牛る
の肉木の実かやの実多木の葉を食し又水に浸し舟に出川抜
陸地水田の際と称して多く所にして川を生て多く出すと
いへるしたり扶井三郎と扶迄を扶井の家老に三田四郎と扶と
おのゝまどろむ事なりも夜昼とても休なしなれし元記所に塩かゝる夜
数三夜日を経しまゝたとえ食べかゝるるあるべし元きこと入塩かゝて
味のかゝるまゝまどろむとも記て家族とも一二三日の間を以て

八幡宮に祈願をかけ給ひ夫婦共に出家し又以前の如く後世の
ためとて海を埋め橋を掛け又昔より有る仏堂を建立なし給ひ
へり扨夫義のいまし給ひしかば世の物語をみて立て夫
花形なる者の浮名を流し白髪の丈かは毛を引き抜き
生死往生の分別なし給ひし新しき髪しかるに花形
義を御覧し夫花形なるを見て義を呼寄せ
を山社に立て供義の主花を立て鳥の浮きて底ぜ
ろべきと派す住居をなる者の名を夫人なれども
徹で行方花形義なる者の名を夫人なれども
夫花の底に居て泣て叫びたるなれば牙を噛して嘆き
ろべ又時を待やとかくいとまなく一枚二枚お
お行懸命に網引をつかる漁師共なる中なるべ又義林世
不甲しの中にかくみ花てあり紀伊を
手に取り花形霊形者なる者を義に
程拾の幸苦義形小平太
を花の夫婦を以て
ある古義のお詫おと
法親王を近臣
花たる人の里に
して五体
生れたるいのなる
くまばかりとなる
あ無なるきと
を出せる
不甲しの中にかくみ花てあり紀伊を
手に取り花形霊形者なる者を義に
程拾の幸苦義形小平太
を花の夫婦を以て
ある古義のお詫おと
法親王を近臣
花たる人の里に
して五体
生れたるいのなる
くまばかりとなる
あ無なるきと
を出せる

東京大学経済学図書館所蔵 旧図書館分類文書 5509418207

を楽むべし

正五日去る春生の年一度の学をと大い意を以て連年所々
干戈を交わるとあり大国の重原兵を出地三万にて戦事
絶えしこの事にて其功偽さ分てあり称し歌哀人望の事
月を数すれば出京と二百吾　君侯防ぎに先陣と
して立向しこの度この功績あって宮方より感状出ぬ方
家臣の功あり　この出られず　幕府から目さを以て
五月出義の命ありて九月に浪花迄凱旋　僕部兵の帰と
きんと信義とお論とより同僚義の人々と左様戦事の就ると
洋と法ならるとの事　大流和漢の就しするたの事の上の
性質もし実地の法と術道にるるも多かく其事に出た所其氏
のまを防造なり　迎還と出ると歌敵後て流し場に帰人
るもと楽むし世不為して行一日と出て歌と示をしたを
どいまてし有いか　めで義の事義
又為岡其氏一隅の人数を率して歌為をしむ行しし左様の
四人火のまのみ　君侯のあ花を立て器を分とて後
志を名しかを分の所
少死酬恩日　楠思君所安
武士の世を侍り為て遠　をの戦し
の法を敵を敵を侍り其外歌体を駆て嘲笑を攻
きんと歌を一の其日の戦し　君侯の後りとあり　したの法あし
空をとあり　お法ならしぬあるとして法君義只を手を侍を
神を侍り行太加　君侯平幸其の事と性一隅を法史
強のみ方を僕の本意を　称を此の七人お死の後隅方の事の

力を尽くして空腹生を窮して寝食の安保し難し旨を表恩
の報ずべきを感激し奏聞し奉りて仁方の死骸を葬り天下を異
故に保元の乱を奉載し其君に報恩を尽すべきの
よ保元と過ぎ去りぬ吾の陣まこと安しして告ぐらを免れん
と義朝二方家の手の内の勢多伯人情口を強記す

慶應物語附録

並義と彼が家に方の二重なたるを知とん（て）んの京の国（方）を成行使
好氏田畠を廃し義朝或は義家を推付過ぎこり怪を為るを深く後
来氏田畠を廃し三年四年を推るの業を為り（）と雖も其
命を知るべし多く保のみ多くも北面（方）を成行よりの米
報後を為ん（）而今すべての使を記さるべき義朝之
に年貢を納めん（）を以て義朝と引き為（）義朝の後弟も知る後
のみ多くも徒後繁く（）其と云義朝を生を（）
（）二方かし村を（）の生すと（）（）
田畠の伝を使て（）（）
好氏義或は義家と氏田畠（）
を廃し世不出家して新家を出て備前と為るの多く老為盛

[illegible]年ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]

徳分共ゝみ出年二ゝ死亡を不免人とゝ心の乞ゝ生て為そうを
出年ゝ死亡と不免こを為ゝ社ゝ男を殺して死亡を
免人と欲す豈悲ずる一ゝ人や元共共年を治ゝ考ゝ作ゝあゝ
田畑の正徳を以て作ゝ年の国政を後生人とす於ゝ民田畑を
廃し三年四年の飢を経て共利潤を以国政の費を補て人
と欲するとの天下の農民疲して生ゝ於ゝ農業を離れて
中も貧農流離をなるを以ゝ国ゝ史記の書籍三ゝ
堅固し義ゝと天下人ゝの為て憐み悲ずき三年生ゝ
上の人仰ゝ恵ゝ為て生ゝ於ゝ下も示を飢し年て大荒を
ゝと〳〵共下ゝ共ゝ衰落〳〵天地自然の作ゝ憐ゝとのゝ〳〵天人仲
和の作ゝ断絶し風雨陰晴共ゝ共ゝ藻湿共ゝ為ゝ生ゝ於ゝ五穀
を以免人生活蕃殖のゝとゝ為ゝて古のゝ〳〵為後繁茂生ゝ

る作ゝ生ゝ出年ゝ為ゝ作ゝ耗穀〳〵人生ゝ所ゝ生ゝ生ゝ作ゝ
為ゝ生ゝ為ゝ農民生活の穀穀ゝ厭ゝ穀ゝ作ゝ人ゝ
為ゝ貴ゝ為ゝ民偏ゝ為ゝ民田畑ゝ為ゝ廃し人ゝ生ゝ
生ゝ為ゝのゝ〳〵〳〵ゝ作ゝ為ゝ作ゝ生ゝ人ゝ共ゝ為ゝ人ゝ作ゝ為ゝ
生ゝ為ゝ為ゝ為ゝ作ゝ為ゝ作ゝ為ゝ為ゝ為ゝ為ゝ為ゝ為ゝ為ゝ為ゝ
為ゝ為ゝ為ゝ為ゝ為ゝ為ゝ為

さるとの仰く夫人方く懲る事あれば其年く後る、亦性の若き人自ら
る事あるて後れ、あるいは其の後人と食を教さるの義を知らん
のさく方は薄種弱弱物村木後月足せといとの後年木農る事
あつて五穀を畏敬さるの理を知ることアル人耕作のるとを多年続て
作く生業仕法を第一として作物繁盛や治を知といふ人の
方人作くを法の教授を以て作くく免くく稲業
のみ古人の業[illegible]四年と云る三年牧
し実を云うとのを遂く生徒を教へて国内の人をして
ある人を懲る事を教へて天下の人民共に其天の恵を作業
者と農業を勧奨する事を奨免後く天人中和の業を以て
この五下四民共其業を以ることを知らんる業を務すこのめ
よつて本後や定せこの古記を一冊を作て称して業く天下の農
業を教て[illegible]人と云るのたかり
一 色々村法仰と人年木農業こを出て勧懲後く三年年
[illegible]田を作て[illegible]多取少る作の人く歳く苗を年あること
アルく其年年こ作法オだち三年とあり[illegible]
[illegible]三年人又やぶ年年乃年と大凶二年
作く大切を後く三年[illegible]又八年まるを年年三年七年
三年の苗を[illegible]作く生業[illegible]

植付る作物と人付百姓共に去る及三年取立年貢を追ひ詰し
仕減し立帳に掛し人数多く有しかと取実多くたりしい
又聖主様に成し減少花取実多くたる又三年に掛し
植付取実多くたる三年以来に減少に成しおる立帳の時分に去る及三年
三年にて出来仕取実なしたる所多く去る年に五年定に成お
そうなる去る作の年に成五年にて出来多く有しとのるるる
たる三年前代の仕方耕作の仕様無義以ての外に不法仕方前代後の
仕方秋田と外しとう共結人ろう黄の細き正を外様ろう
ら必植付る稲株を出る株をつけて人数下し秋ろう春前代後
の出る後に土を入て人数下し主前代後に出る水出人を去る秋
主後に長く後に去る去るとかきこむ又主を取植付作物
出し稲株を出さて居しく踏込て又原を取植えたなでこ元
り年ほど水を付植付る去る後に去る取に成たる出るだろうと
つとおく必植付念入り込年作に成る前に植付る
一 前取る成り方を前まるよりて後に作る行安おく右前代後田を
去る年又田に去りて水浸の植付植付はしるるるよりて
一 田植のるい年三年中に去る年し植べし植株去る人二年三年目を
用て数多く後に植べしたの通り三後に作る去る後に五年中
三三年年に成しやるるる
一 弱植付る人に年去る農るたんとおて去年に去りて耕作
を大切に後しに前年作物に植付人多く出法を以て去る年外
仕方と以るとを後に後した法仕方後の通りもり前減に成る年
植付るるるる大の通り後に作る出作の年物に去る及三年立作の
米多きたるるるなきとやされしたる前に成に無作に七に作て

し義くとかに仕ぬ年ニ成る故く其人ゆの年ニ成しかの田ニ
ハ四五月もよりしかるみ分やしめること
拾ろく黄代の拾ろすてしてセろ行法世反の通ろ拾しかる
三月拾ろ義るろ
一 往古の出来ものめ
三月ろ
寺ハ
拾ろ
拾ろ
右ハ事弱彩の通ろ寺の内ハ少ハ三月拾ろ成ハ七月ろ方ハ秋蔵拾
拾ろ黄代方ろ往古ハ拾ろ代にして往古の拾ろ出来と成ハ人と
なしハ方拾ろ拾ろ世に不拾ろ出来義ニ成ハ拾ろ成ハ拾ろ
出成ハ成ハ成ハ成ハ
一 三月ニ月三月ハ年ニ成ハ成ハ拾ろ三月ハ成ハ拾ろ成義ハ
ニ月ハ成ハ成ハ成

桂城の陣法

一 桂城と云は二段に成て前は高く高き城にて後は高き城にて
低き城と云て中間に中段の城有り

一 十軒分 二百十軒 一 百軒分 二百五十軒

一 五軒分 二十五人 一 三軒分 二百五十人

中段に二人宛の二百二十人有り

中段の人数百軒分に成て百軒と云て中段と云て人数二百五十軒
中段の人数二百五十人

中段の二百五十人 至十五歳以上

中段に成る者

前に低き城と桂城の後に中段の人数二百五十人有り中段に成る
中段に十二人有と云

大高く大成城郭を築き城内に住居する者は城内に有て城外に
出て通ぜざる者と共に城内に住居する者は城外に出て
通ぜざる者の共に城内に住居する者は城外に出て通ぜざる
我のみ有て他人は城内に住居する者は城外に出て通ぜざる
二人宛その身一生を城内
大高の城郭なる故段々に有る城郭畳敷の方に住居する者は城内
只城内に住居する者は城外に出て通ぜざる者と云て城内に
住する者は城外に出て通ぜざる者と云て城内に住する者は
城内に住する者は城外に出て通ぜざる者と云て城内に住する
者は城外に出て通ぜざる者と云て城内に住する者は城外に
出て通ぜざる者と云て城内に住する者は城外に出て通ぜざる
者と云て城内に住する者は城外に出て通ぜざる者と云て城内
住する者は城外に出て通ぜざる者と云て城内に住する者は
城外に出て通ぜざる者と云て城内に住する者は城外に出て
通ぜざる者と云て城内に住する者は城外に出て通ぜざる者
城内に住する者は城外に出て通ぜざる者と云て城内に住する
者は城外に出て通ぜざる者と云て城内に住する者は城外に
出て通ぜざる者と云て城内に住する者は城外に出て通ぜざる
者と云て城内に住する者は城外に出て通ぜざる者と云て城内
住する者は城外に出て通ぜざる者と云て城内に住する者は
城外に出て通ぜざる者と云て城内に住する者は城外に出て
通ぜざる者と云て城内に住する者は城外に出て通ぜざる者
城内に住する者は城外に出て通ぜざる者と云て城内に住する
者は城外に出て通ぜざる者と云て城内に住する者は城外に
出て通ぜざる者と云て城内に住する者は城外に出て通ぜざる
者と云て城内に住する者は城外に出て通ぜざる者と云て城内
住する者は城外に出て通ぜざる者と云て城内に住する者は
城外に出て通ぜざる者と云て城内に住する者は城外に出て
通ぜざる者と云て城内に住する者は城外に出て通ぜざる者
城内に住する者は城外に出て通ぜざる者と云て城内に住する
者は城外に出て通ぜざる者と云て城内に住する者は城外に
出て通ぜざる者と云て城内に住する者は城外に出て通ぜざる
者と云て城内に住する者は城外に出て通ぜざる者と云て城内
住する者は城外に出て通ぜざる者と云て城内に住する者は
城外に出て通ぜざる者と云て城内に住する者は城外に出て
通ぜざる者と云て城内に住する者は城外に出て通ぜざる者
城内に住する者は城外に出て通ぜざる者と云て城内に住する
者は城外に出て通ぜざる者と云て城内に住する者は城外に
出て通ぜざる者と云て城内に住する者は城外に出て通ぜざる
者と云て城内に住する者は城外に出て通ぜざる者と云て城内
住する者は城外に出て通ぜざる者と云て城内に住する者は
城外に出て通ぜざる者と云て城内に住する者は城外に出て
通ぜざる者と云て城内に住する者は城外に出て通ぜざる者
城内に住する者は城外に出て通ぜざる者と云て城内に住する
者は城外に出て通ぜざる者と云て城内に住する者は城外に
出て通ぜざる者と云て城内に住する者は城外に出て通ぜざる
者と云て城内に住する者は城外に出て通ぜざる者と云て城内
住する者は城外に出て通ぜざる者と云て城内に住する者は
城外に出て通ぜざる者と云て城内に住する者は城外に出て
通ぜざる者と云て城内に住する者は城外に出て通ぜざる者
城内に住する者は城外に出て通ぜざる者と云て城内に住する
者は城外に出て通ぜざる者と云て城内に住する者は城外に
出て通ぜざる者と云て城内に住する者は城外に出て通ぜざる
者と云て城内に住する者は城外に出て通ぜざる者と云て城内
住する者は城外に出て通ぜざる者と云て城内に住する者は
城外に出て通ぜざる者と云て城内に住する者は城外に出て
通ぜざる者と云て城内に住する者は城外に出て通ぜざる者
城内に住する者は城外に出て通ぜざる者と云て城内に住する
者は城外に出て通ぜざる者と云て城内に住する者は城外に
出て通ぜざる者と云て城内に住する者は城外に出て通ぜざる
者と云て城内に住する者は城外に出て通ぜざる者と云て城内
住する者は城外に出て通ぜざる者と云て城内に住する者は
城外に出て通ぜざる者と云て城内に住する者は城外に出て
通ぜざる者と云て城内に住する者は城外に出て通ぜざる者
城内に住する者は城外に出て通ぜざる者と云て城内に住する
者は城外に出て通ぜざる者と云て城内に住する者は城外に
出て通ぜざる者と云て城内に住する者は城外に出て通ぜざる
者と云て城内に住する者は城外に出て通ぜざる者と云て城内
住する者は城外に出て通ぜざる者と云て城内に住する者は
城外に出て通ぜざる者と云て城内に住する者は城外に出て
通ぜざる者と云て城内に住する者は城外に出て通ぜざる者
城内に住する者は城外に出て通ぜざる者と云て城内に住する
者は城外に出て通ぜざる者と云て城内に住する者は城外に
出て通ぜざる者と云て城内に住する者は城外に出て通ぜざる
者と云て城内に住する者は城外に出て通ぜざる者と云て城内
住する者は城外に出て通ぜざる者と云て城内に住する者は
城外に出て通ぜざる者と云て城内に住する者は城外に出て
通ぜざる者と云て城内に住する者は城外に出て通ぜざる者

[illegible]

[illegible]

[illegible]

GAKUGEI-DO SHOTEN
KANDA TOKYO
学藝堂書店
No.
¥2.00
7.2.17

之其人をもて家に招き吹のまゝ以て
株付し其村里のとのさぞうて仕まつるのを撰て家組
のるを流るを賞しあざりて充うさいもとゝぞ其人
嘗ぐるを流て其又報をして法をしもとゝぞ其ひず
あり〳〵伝四〳〵稲苗の繁茂して後さたのをき稲を作る出
〳〵ろさまつて先て賞しあざりて法をしるのを祥なくて
あて其仕方を教へたれをと教をさるを出て愛れし
さし稲生育の幸として天を祈時を〳〵所の稲をのられを出
てして天稲を貨殖をるの法を勧ぎを法紀をさハおくて唯
人〳〵亡のれ欲の為を作る〳〵きとのをもて只てをのかゝかるる
解るを云のをもて其法ををぎる豈悲しきをるかぶや

蒔田陸八郎 橘正忠 再徳

東京大学経済学図書館所蔵 旧図書館分類文書 5509418207

東京大学経済学部図書館
5509418207
東大・経済

東京大学経済学図書館所蔵 旧図書館分類文書 5509418207